

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「パルシステムでんき」の電気料金特別措置について（第7報）

2020年9月4日
株式会社パルシステム電力

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けられている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は3月24日・4月27日・5月14日・6月26日・7月21日・8月11日にお知らせした【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「パルシステムでんき」の電気料金特別措置について（第1報、第2報、第3報、第4報、第5報及び第6報）】の特別措置の追加対応を実施することをお知らせいたします。

1. 特別措置の拡大内容

【パルシステムでんきの電気料金の支払い期限を以下のとおり延長いたします。】

- ・8月検針分電気料金の支払期限の延長を4か月間とします。（第6報では3か月間）
- ・9月検針分電気料金の支払期限の延長を3か月間とします。（第6報では2か月間）
- ・10月検針分電気料金の支払期限の延長を2か月間とします。（第6報では1か月間）
- ・11月検針分電気料金の支払期限の延長を1か月間とします。（今回からの措置）
- ・支払い期限延長起算日は2020年3月19日とし以後の電気使用料金について延長対象といたします。
- ・申告をいただきましたら、該当月の請求料金を上記のとおり延長いたします。

2. 特別措置の申告方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※1」を受けている組合員からのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。
ご希望される組合員は、以下へお問い合わせください。

3. お問い合わせ窓口

パルシステムでんき 問合せセンター
0120-868-106
受付時間：月曜 ～ 土曜 9:00 ～ 17:00

パルシステムでんきの電気料金特別措置（第1報）は[こちら](#)
パルシステムでんきの電気料金特別措置（第2報）は[こちら](#)
パルシステムでんきの電気料金特別措置（第3報）は[こちら](#)
パルシステムでんきの電気料金特別措置（第4報）は[こちら](#)
パルシステムでんきの電気料金特別措置（第5報）は[こちら](#)
パルシステムでんきの電気料金特別措置（第6報）は[こちら](#)

※1「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは[こちら](#)（厚生労働省ホームページ）からご確認ください。